

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとは、
その翌日)

◆ 告 示
昭和三十九年度第二次自衛官募集
健康保険法による保険薬剤師の登録

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法
律による聴聞の実施

昭和四十七年度地籍調査事業計画の決定

種畜証明書を交付した旨の通報

解除予定の保安林にする旨の通知

〃

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

◆ 告 告
農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の
実施

告 示

鳥取県告示第四百七十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百

十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十七年度第二次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十七年七月一日から昭和四十七年九月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)

イ 身体検査
ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第四百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
久田 高士	鳥業第二六八号	昭和四十七年六月二十九日

鳥取県告示第四百七十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第九十条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第三号）第一条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞会の期日及び場所

期日 昭和四十七年七月二十一日

場所 鳥取県庁
二 事案の内容

- (一) 聴聞当事者の住所及び氏名
鳥取市正蓮寺一三六 福田憲太郎
- (二) 事件

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十条の規定による液化石油ガス販売事業の停止命令に関する件
ロ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十条の規定による業務主任者の解任命令に関する件

鳥取県告示第四百七十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十七年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	調査換算面積
鳥取市	大字鳥、徳尾、里仁、大輪の一部	昭和四十八年三月三十一日まで	〇・八〇平方キロメートル
米子市	富益町	〃	二・〇〇〃
気高町	大字下光本、常松の一部	〃	〇・五九〃
日吉津村	大字富吉、今吉、日吉津	〃	二・三二〃
名和町	大字加茂の一部	〃	一・八五〃

鳥取県告示第四百七十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に
基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通

報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石

破 二 朗

種畜証明 書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	父 血	母	統 級別	飼養者の住所又は所在 地及び氏名又は名称
昭四七鳥取県 第一号	第五 気高	黒毛和種	四一・五・二〇	気高郡気高町	気 高	やました	一級	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場
第二号	野 雪 大	"	四一・一二・一六	東伯郡赤碓町	野村十一	あさゆき	二級	"
第三号	裕 星	"	四二・八・二	日野郡日南町	裕 豊	あおば	"	"
第四号	福 気 高	"	四二・一二・一〇	岩美郡岩美町	第二 気高	みのりこ	"	"
第五号	昌 武	"	四四・三・三〇	日野郡江府町	裕 昌	第一 うらく	"	"
第六号	北 気 高	"	四五・七・二七	八頭郡智頭町	気 高	第六十きたお	三級	"
第七号	ロングファイルドデ ィンウオーカード ィンソ	ホルスタ イン種	四〇・三・一七	北海道勇払郡	ディンウオーカー レイブンベツスミノ	ロングファイルド マダム	一級	"
第八号	ノースサリ ィンマスターボー ィ	"	四〇・六・二二	北海道空知郡	ホワイトパーチ ィンマスターボー ィ	セジス スカイラーキタ	二級	"
第九号	シヤムブリツク ロツクウエイ セプター	"	四〇・一〇・九	東伯郡赤碓町	シヤムブリツク ィンアラディン	ロツクウエイ ィンキヤリーセプター	一級	"
号二〇号	ワンダーチャー ィンマ	"	四二・一・二六	岩手県岩手郡	ロイブルツク ィンチャー	第2ワンダー	二級	"
第一号	森 田	黒毛和種	四六・三・二五	八頭郡用瀬町	気 高	ゆりか	三級	八頭郡家町 吉本 進
第二号	正 富	"	四六・三・五	日野郡溝口町	栄 山	ひめとみ	"	八頭郡智頭町 国本 静 隆

第"四"号	第"四"号	第"四"号	第"三"号	第"三"号	第"三"号	第"三"号	第"三"号	第"三"号	第"三"号	第"三"号	第"三"号	第"二"号	第"二"号	
桑	福	第七	春	野村	郷	第四	德	初	吉	松	吉	清	吉	
春	光	七	霜	十一	豊	桑	文	光	德	氣	鹿	竜	広	
8		豊				光				高				
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
四三・一一・九	四三・八・一六	四〇・二・二四	三九・四・六	三七・五・一〇	四五・一一・二	四二・三・二五	四二・五・一	四二・六・一〇	四二・九・五	四三・五・二三	四三・一〇・一三	四五・四・六	四五・七・八	
東伯郡赤碓町	西伯郡岸本町	広島県比婆郡	日野郡溝口町	岡山県新見市	日野郡江府町	岡山県阿哲郡	東伯郡大栄町	日野郡江府町	日野郡溝口町	倉吉市	"	日野郡日南町	"	
第七	第六	第五	第三十三	千代	吉	日	花	裕	吉	第二	吉	清	吉	
豊	花	力	東	田	光	笠	郷	豊	光	高	光	光	德	
は	ひさばやし	第二十六くわばら	かわます	のむら	みほう	第二はなみつ	たみ	たから	たに	さわしげみち	まんでん	ふじ	まつばら	
る				四	う		み	第二	二		二	み		
"	"	二級	一級	一級	三級	"	"	"	"	"	二級	"	"	
"	"	"	"	東伯郡赤碓町 鳥取種畜牧場	東伯郡大栄町 岸田克巳	東伯郡東伯町 西村節夫	東伯郡東伯町 齊尾晃	倉吉市北野 増井節雄	東伯郡赤碓町 高力稔二	倉吉市別所 松井秋光	倉吉市福本 松島和昭	倉吉市三明寺 山口一收	東伯郡東伯町 種子鶴一	東伯郡関金町 笠原金豊

第五七号	第五六号	第五五号	第五四号	第五三号	第五二号	第五一号	第五〇号	第四九号	第四八号	第四七号	第四六号	第四五号	第四四号	第四三号
貞行	梶花	生久	栄豊	朝日	第二大山	秀山	パイナラプアツプル テキサル	ローヤルプアツプル	ローガフ テキサル	ダイアモンドシユ イバント	アツプル シユ アツプル	インカドミネット イ	アツプル クルセ イ	富士寿恵六
"	"	"	"	"	"	黒毛和種	"	"	"	"	"	"	ホルスタ イン種	"
四二・一一・一〇	四六・三・一	四六・二・二五	四四・九・一〇	四五・七・二	四四・三・一〇	四〇・六・一〇	四五・九・二七	四四・九・一九	四三・一一・二二	四三・四・二四	四一・三・一六	四一・一・五	四〇・九・一三	四四・五・一
西伯郡大山町	"	米子市	西伯郡西伯町	日野郡江府町	鳥取市	米子市	東伯郡赤碓町	カナダ	東伯郡赤碓町	アメリカ	カナダ	北海道静内郡	カナダ	岡山県真庭郡
第十二栄光	気高	裕豊	政光	吉光	第三気高	第六吉花	ポンドヘイヴン ラグアツプルシ イ	ソニマローヤル プリンス	ローザフサイライ ン	オスポンデール アイバシホー	ソニリーテキサル シユ	スカイラークミソ ノ	グレイヴユ クリスクロス	新愛
あきさだ	かじはな	さゆり	よしじ	ばんざくら	第二せいふく	りそ	ロナベリテキサル デージー	マキシム ローマンデール	ローナベル テキサルデーシ	ライボーライア	ク	ウオーカーミソ ノ	プッチーニ メーエダ	ふじすえ
二級	"	"	"	三級	二級	一級	"	三級	"	"	二級	一級	"	"
米子市東町 米子市農業協同組合	"	渡辺光雄	西伯郡淀江町 橋本誠之助	野口宗一郎	"	西伯郡大山町 船原典	"	"	"	"	"	"	東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場	"

第七二号	第七一号	第七〇号	第六九号	第六八号	第六七号	第六六号	第六五号	第六四号	第六三号	第六二号	第六一号	第六〇号	第五九号	第五八号
95 レデー スター 69 12	ニセス 69 4023	クニーク ライプ プリ	インペ ラ	33 ザ 13 セフ エン ジム シー	タバ ー アリ ネ	アル ノ ギル ピア 190	一七 一ド ラゴ ン カリ スポ ーモ レー 5	三 一七 九 ミン ク ベ ア ラ ン ダ ー ア シ ユ ス テ ソ ド 六 八 一 六	明 光	幸 栄	松 高	勝 部 2	春 光	美 保 錦
"	"	"	ハ ン プ シ ヤ 一 種	大 ヨ ー ク シ ヤ ー 種	"	"	"	ラ ン ド レ ー ス 種	"	"	"	"	"	"
四四・一〇・二〇	四四・三・一三	四三・二・二二	四三・二・九	四五・二・二二	四六・四・二二	四六・四・二二	四五・三・一六	四三・八・二四	四五・六・二八	四六・五・一〇	四六・二・三	四六・一・五	四三・五・一八	四三・六・八
米子市	茨城県	"	アメリカ	米子市	"	オランダ	"	米子市	日野郡日南町	米子市	西伯郡西伯町	西伯郡岸本町	日野郡日南町	米子市八幡
エ ス エ ー ウ イ ン ナ ー	ク ラ イ ブ	ト ラ ベ ル オ ン	ラ ツ シ	3 ザ 1 ジュ リア ス シー 635	タ バ ー ー	ア ル ノ	五 三 八 ワ イ ン ド メ ア ー ド ラ ゴ ン ア リ エ ル	シ ン チ ク 三 八 一 三 五	吉 光	昭 栄 一	気 高	第十二 栄 光	吉 光	第三 栄
テ ー オ ー ア ミ ー	プ リ ン セ ス サ ス	ソ フ ト タ ツ チ ト ウ	ダ イ ア ン	セ フ イ ン ジ ム 86	ア リ ネ	ギ ル ビ ア	二 〇 五 二 チ ョ ー ル ス ト ル プ カ リ ス ポ ー ル 一 ジ ル 六 七 一 五	リ ン グ ベ ア ラ ン ダ ー リ ン ダ ー ト 46	あ け た	め ぐ み	第 二 や よ い	か げ や ま	つ ば ま さ 三	ぎ お ん
"	"	"	"	二 級	"	三 級	"	二 級	"	"	"	三 級	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	米 子 市 両 三 柳	米 子 市 別 所 横 山 頼 介	"	境 港 市 外 江 町 藪 内 輝 栄	西 伯 郡 日 吉 津 村 山 崎 岩 三 郎	米 子 市 別 所 横 山 頼 介	境 港 市 竹 内 町 山 本 賢

第八七号	第八六号	第八五号	第八四号	第八三号	第八二号	第八一号	第八〇号	第七九号	第七八号	第七七号	第七六号	第七五号	第七四号	第七三号
清	幸	第二	栄	第八十八	第六	聡	山	仁	第二	伯	第二	洋	南	昭
月	一	二	昌	八	吉	郷	始	德	昭	光	政	光	高	栄
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	黒毛和種
四六・四・二	四五・一〇・二〇	四五・八・五	四三・八・二二	四三・七・一七	三四・六・七	四五・一二・六	四六・三・五	四五・六・一五	四五・七・二一	四五・七・一	四五・四・一	四五・三・五	四四・三・一四	四三・一・六
日野郡日南町	日野郡溝口町	米子市	日野郡溝口町	西伯郡岸本町	岡山県阿哲郡 哲多町	米子市	"	"	西伯郡西伯町	日野郡溝口町	西伯郡会见町	西伯郡西伯町	岩美郡岩美町	日野郡日南町
吉	吉	第一二	裕	第一二	第二	第十二	吉	政	昭	吉	政	政	気	吉
光	光	栄光	昌	栄光	波	栄光	光	光	一	光	光	光	高	光
きよかみ一	むらさかえ五	さくら	もみじ三	ゆりひめ	はなひら	第二よしこ	第三すみれ	く	よ	まつ	たかひめ三	ますゆき	第四うのこへい	しようえい
"	"	三級	"	二級	一級	"	"	"	"	"	"	三級	"	"
長尾光重	西伯郡岸本町 野口知明	"	"	"	西伯郡岸本町 加川潔	米子市両三柳 田崎晴二	"	"	安部貞紀	前谷光久	"	安部貞紀	恩田官一	西伯郡西伯町 安部貞紀

第〃 第一〇二号	第〃 第一〇一号	第〃 第一〇〇号	第〃 第九九号	第〃 第九八号	第〃 第九七号	第〃 第九六号	第〃 第九五号	第〃 第九四号	第〃 第九三号	第〃 第九二号	第〃 第九一号	第〃 第九〇号	第〃 第八九号	第〃 第八八号
吉	秋	第五	第三	橋	金	裕	第3	秀	美	裕	隆	清	裕	国
光	光	卯月	松光	本	森5	豊	月	光	男	吉	昌	華	昌	隆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四〇・二・一〇	四五・九・二八	四六・四・一二	四五・五・二三	四六・四・二	四五・六・九	三七・六・八	四三・八・一	四二・五・二	四五・九・二五	四五・一・一五	四二・九・一五	四一・三・一	三九・一〇・六	四四・三・一
〃	日野郡日南町	日野郡日野町	日野郡日南町	日野郡日野町	日野郡日南町	日野郡江府町	日野郡溝口町	日野郡日野町	日野郡溝口町	日野郡江府町	日野郡溝口町	〃	日野郡日野町	八頭郡八東町
清	吉	第三	吉	秀	吉	第三十三	吉	清	裕	裕	裕	清	裕	第二
光	光	卯月	光	光	光	東豊	光	光	昌	豊	昌	光	豊	気高
とく三	ひめゆり	たなか一	まつひめ	なみ	おおすみ6	第三うづき	第5しんうづき	たなべ一	ほんけ二	おおか二	きみえ	さつき武	はなみつ	おくに
一級	〃	〃	〃	〃	三級	一級	二級	一級	〃	三級	〃	二級	一級	二級
日野郡日南町 山崎明一	湯上武美	〃	大下勅雄	〃	松本勝美	〃	大下勅雄	日野郡日野町 松本勝美	川上清	長尾寛史	川上清	日野郡江府町 長尾寛史	西村幸治	日野郡溝口町 清水保五郎

第一〇三号	日 光	"	四三・七・一二	日野郡溝口町	吉	光	さ	か	え	二級	"
第一〇四号	春 豊	"	四四・二・一三	日野郡江府町	第三十三東豊	た	に	な	か	"	藤森寿明
第一〇五号	松 王	"	四六・二・二	日野郡日南町	吉	ま	つ			三級	高平清孝
第一〇六号	山 七	"	四五・一・二五		吉	い	ば	ら	や	"	"
第一〇七号	第六田中	"	四六・五・一〇		日 光	い	ば	ら	や	四	"

鳥取県告示第四百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字八束水字大磯二六七七―八から二六七七―一〇まで
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

鳥取県告示第四百八十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字雨滝字正石九五八(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道敷地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十二号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指

定(ついで)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 敬 二 朗

「株式会社鳥取銀行米子駅前支店 米子市明治町」を「株式会社豊後銀行米子駅前支店 米子市東町」と改める。

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和47年7月14日

鳥取県知事 石 敬 二 朗

1 試験期日

昭和47年10月25日から10月27日まで

2 試験場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和47年8月10日から9月9日まで(郵送の場合は、9月9日までの消印のあるものは有効とする。)

6 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県農林部農業指導課

7 その他

試験について不明の点は、鳥取県農林部農業指導課に照会すること。